

設計業務仕様書

1 業務の名称

令和7年度南箕輪村村民体育館大規模改修工事設計業務

2 業務目的

南箕輪村公共施設等総合管理計画(平成29年3月策定(令和4年3月改訂))。以下、「総合管理計画」という。)及び南箕輪村個別施設計画(令和3年3月策定。「以下「個別施設計画」という。))に基づき、南箕輪村村民体育館大規模改修工事の基本設計及び実施設計を行うものとする。

本設計業務は、スポーツ活動の拠点として、利用者の利便性の向上と安心して運動競技を行える環境を整備することを目的として、南箕輪村村民体育館大規模改修工事(以下「大規模改修工事」という。)を実施するための設計業務である。

3 業務概要

業務の概要は次のとおりである。

(1) 業務内容

ア 施設の実態把握及び整理

イ 基本方針に基づく大規模改修工事の基本設計業務及び実施設計業務

ウ 本業務に関係する法令に基づく必要な調査及び手続等

(2) 工事場所

ア 所在地 南箕輪村 4802 番地 1

イ 用途 体育館・事務所

ウ 敷地面積 6,533.8 m²

エ 用途地域 都市計画区域内 第一中高層住居専用地域

オ その他

(3) 建築物の概要

項目	竣工時面積 (昭和52年)	増築面積 (平成13年)	合計
地階床面積	968.00 m ²	—	968.00 m ²
1階床面積	1,9848.88 m ²	98.77 m ²	2,047.65 m ²
2階床面積	648.00 m ²	—	648.00 m ²
延べ床面積	3,564.88 m ²	98.77 m ²	3,663.65 m ²
建築面積	2,415.02 m ²	31.13 m ²	2,446.15 m ²
建ぺい率			37.44%
容積率			56.07%

4 工事費用

1 億 2,500 万円(消費税込)程度

工事費用の算出においては、基本方針に則って算出すること。

5 委託期間

契約締結日から令和 7 年 10 月 31 日まで

6 設計における基本的な方針

基本方針の内容を十分に理解した上で、施設の用途や工事の目的等を十分に把握するとともに、体育館施設として求められる安全、環境、景観、保全等を考慮し、長期的な視点において柔軟な発想による創意工夫と民間ノウハウや新技術を駆使した質の高い設計を期待するものである。

意匠設計にあたっては南箕輪村景観条例及び関係法令を遵守する。

7 設計業務

設計について、次の業務を行う。

(1) プラン作成

監督員と協議のうえ、複数の素案を作成する。

(2) 基本設計書の作成

ア 設計要旨

イ 計画概要として、建築、電気設備及び機械設備

(i) 建築(総合)

① 特記仕様書 ②仕上げ表 ③仮設計画図 ④各階平面図 ⑤屋根伏図 ⑥立面図 ⑦断面図 ⑧平面詳細図 ⑨断面詳細図 ⑩天井伏図 ⑪部分詳細図 ⑫展開図 ⑬建具表 ⑭サイン詳細図

(ii) 電気設備

①特記仕様書 ②受変電設備図 ③非常用発電設備 ④幹線設備図 ⑤電灯・コンセント設備図 ⑥非常用照明設備図 ⑦音響設備図 ⑧避雷設備図 ⑨自動火災報知設備図

(iii) 機械設備

①特記仕様書 ②給排水衛生設備図 ③消火設備図 ④空調換気設備図 ⑤自動制御設備図

(iv) その他

①防災計画概要書 ②仮設計画概要書 ③工事工程説明書 ④その他監督員が指示する資料

ウ コスト縮減の考察

例：技術基準、新技術の活用等の根拠を明らかにする。また、イニシャルコスト及びランニングコストを算出しライフサイクルコストを明らかにする。

エ 施設に導入する機能及び規模の精査

オ 施工、施設管理上の注意事項

カ その他提案等(使用材料等)

(3) アスベスト調査

(4) 工事費内訳書の作成

(5) 以下の業務をはじめとする建築基準法令、消防法令、環境保全等に関する諸法令、その他監督員の指示する法令に基づく必要な手続き、打合せ

ア 建築基準法に基づく確認申請手続き業務(構造適判必要)

イ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく手続き業務

ウ 景観計画区域における行為通知書手続き業務

(6) 次に掲げる検討会、説明会等の運営支援について、次の業務を行う。なお、回数に変更が生じた場合の変更設計は行わないものとする。運営支援の内容は、会議への出席、会議資料の作成、意見集約、議事録及び公表資料の作成等を行うものとする。

ア 住民、関係団体、村議会説明会(各1回程度)

イ その他必要となる会議(2回程度)

(7) 村民向け広報物作成に係る支援

(8) その他、監督員の指示する資料の作成

(9) 作成の必要がない図書等については、監督員と協議すること。

8 適用図書

原則として次に掲げる図書に基づき設計を行うものとする。なお、最新版による。

- ・ 公共建築工事標準仕様書(建築工事編、電気設備工事編及び機械設備工事編)
- ・ 公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編、電気設備工事編及び機械設備工事編)
- ・ 建築物解体工事共通仕様書及び同解説
- ・ 建築設計基準及び同解説
- ・ 建築構造設計基準及び同解説
- ・ 建築構造設計指針
- ・ 建築設備計画基準及び設計基準
- ・ 建築設備耐震設計及び施工指針
- ・ 建築設備数量積算基準及び同解説
- ・ 電気設備の技術基準
- ・ 内線規程
- ・ その他、監督員の指示する図書

9 業務実施上の条件

主たる業務分野である「建築(総合)」の業務は再委託することができないものとする。なお、「電気設備」、「機械設備」及び監督員が認めた場合はこの限りでない。

10 業務の施行

- (1) 受託者は、監督員の指示に従い、本業務に必要な調査を行い、また関係法令に基づいて遂行するものとする。
- (2) 受託者は、業務の詳細及び当該工事の範囲について、監督員と打合せを行うものとする。
- (3) 受託者は、業務の進捗状況に応じて、業務区分ごとに監督員へ報告し、承諾を得なければならない。
- (4) 設計図書の様式、設計図の縮尺等は監督員の指示を受けなければならない。
- (5) 打合せ、会議、資料作成等に用いる消耗品費、交通費等に要する経費は、全て受託者が負担する。

11 業務内容の疑義

受託者は、業務内容に疑義があるときは監督員と協議しなければならない。

12 諸届、許認可手続き

受託者は、発注者が行う諸届、確認申請、許認可申請、その他許認可を受けるために必要資料の作成及び手続きに協力しなければならない。

13 管理技術者及び照査技術者の選任

- (1) 管理技術者と照査技術者をそれぞれ選任する。
- (2) 管理技術者と照査技術者は、兼ねることができない。
- (3) 管理技術者及び照査技術者の資格要件は次による。なお、受託者が個人である場合にあってはその者、会社その他の法人である場合にあっては該当法人に所属する者を配置しなければならない。
 - ・ 建築士法第2条第2項に規定する一級建築士

14 手続き書類の提出

- (1) 受託者は、本業務に着手するときに、次の手続き書類を提出し、承諾を得なければならない。
 - ア 業務着手届
 - イ 管理技術者選任通知書及び照査技術者選任通知書
 - ウ 業務工程表
 - エ 業務一部再委託承認願
 - オ 設計担当者名簿及び履歴書、協力技術者名簿並びに事務所経歴書
 - カ その他、監督員の指示する書類
- (2) 受託者は、本業務が完了したときは、業務完了届を提出しなければならない。

15 成果品の提出

受託者は、本業務が完了したときに遅滞なく次に掲げる成果品を提出しなければならない。

- (1) 前記 7. 設計業務に関する成果品
- (2) 打合せ議事録
- (3) 各会議議事録
- (4) その他、監督員の指示によるもの

16 貸与資料

発注者は、次の資料を受託者に貸与する。

- (1) 南箕輪村村民体育館建設工事関係書類
- (2) その他、監督員が必要と認めた資料

17 成果品の著作権

成果品の著作権は発注者に帰属することとする。また、受託者は成果品を発注者の許可なくほかに利用、公表、貸与できないものとする。

18 重要事項説明

- (1) 受託者は、発注者に対し、建築士法第 24 条の 7 に基づき、契約に先立って、契約の内容及びその履行に関する事項の説明を書面をもって行う。
- (2) 受託者は、契約を締結したときは、発注者に対し、建築士法第 24 条の 8 に基づく書面を交付する。ただし、同法第 22 条の 3 の 3 により書面を相互に交付して契約を行った場合 はこの限りでない。
- (3) 村民体育館の使用状況を鑑み、アリーナ・卓球室・柔道室など、使用できない期間がないような工程、可能な限り使用できない期間を短期間ですませられる工程を考慮すること。